

# 佐久市行政改革行動計画 (平成29年度～平成33年度)

## 計画の位置付け

この計画は、佐久市行政改革大綱の「10万人の願いをかなえるために」という目標の実現に向けて、大綱に基づき、行政改革の具体的な実施項目や改革目標を策定し、実際の取組に努め、改革を推進していくためのものです。

## 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

## 計画の進め方

この計画は、毎年度、佐久市行政改革推進委員会において進行状況のチェックを受けるとともに、市民に公表し、いただいた意見や提案を反映しながら、現状と課題の的確な把握のもと、効果的に見直し・改善を行います。

### ※1 分類

「新規」・・・平成29年度からの行動計画から新たに取り組む項目

「継続」・・・前回の行動計画で達成されていなかったもの、若しくは引き続き常に見直しを行っていかねばならないもので、記載内容に多少の修正はあっても、内容に大きな変更のないもの

「一部変更」・・・前回の行動計画から、新たな大綱に合わせて行動内容を一部変更(統合など)したもの

「外部評価」・・・事務事業外部評価の結果を受けて、打ち出した対応方針の実現に向けて取り組んでいくもの

### ※2 区分

「計画」・・・達成に向け実施中の項目 「達成・終了」・・・達成や終了となった項目 「統合」・・・他の項目へ統合となったもの

### ※3 実施予定

◎・・・実施・稼働 ○・・・一部実施・稼働 ●・・・調査・検討・準備 →・・・継続 ×・・・終了 -・・・統合

『第三次佐久市行政改革大綱』『佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)』基本体系

基本視点	主要事項	取組事項	
基本視点1 ～市民と協働する行政～	1 市民の行政参画を推進	(1) 行政情報の積極的な提供 (2) 広聴機能の充実 (3) 市民参画のさらなる推進 (4) 協働体制の強化 (5) 市民や各種団体等の自発的な行動のサポート	
	2 わかりやすい行政の推進	(1) 監視機能の強化 (2) チェック機能の改善 (3) 公共調達に係る入札・契約制度等の見直し	
	基本視点2 ～自らの役割を追求する行政～	1 自立した健全な財政基盤の確立	(1) 経費の縮減とコスト意識の改革 (2) 経営的視点による財政分析と適正な資産管理の実施 (3) 市税、保険料及び使用料等の収納率の向上 (4) 新たな自主財源の確保 (5) 受益と負担の適正化
		2 行政の役割の重点化	(1) 事務事業の選択と集中 (2) 補助金の現状把握と見直し (3) 外郭団体の自主的・自立的経営の推進
		3 民間活力の積極的な活用	(1) 民間委託の推進 (2) 民営化の検討 (3) 公民連携のさらなる普及と新たな手法の研究
		基本視点3 ～常に改革を追求する行政～	1 職員の意欲と資質向上を目指す環境の整備
2 柔軟で機動的な組織体制の確立			(1) 社会変化に対応可能な組織の実現 (2) 意思決定過程の簡素化 (3) 審議会の見直し
3 職員数と職員配置の適正化			(1) 職員数の見直し (2) 専門性と事務量の増減に応じた職員配置
基本視点4 ～より良い成果を追求する行政～	1 費用対効果と長期的な展望による改革		(1) 行政評価システムの重点的な活用 (2) 地方公営企業の経営の健全化と強化
	2 時代に適した公共サービスの追求		(1) 公共施設等の適正化 (2) 窓口サービスの改善と充実 (3) 広域行政の推進
	3 自治体のIT化・業務改革の推進		(1) 情報通信技術の有効活用 (2) 情報のセキュリティ管理の徹底

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
1	1	1	1	一部変更	広報情報課	行政情報の積極的な提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの情報管理とより一層の情報提供の充実が求められる。</li> <li>佐久CATV、FMさくだいらと連携し、情報発信の充実を図るとともに、新たな発信方法についての検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐久CATV、FMさくだいらと連携し、積極的に市の情報を提供することにより、CATVへの加入促進や視聴者の増加を図る。</li> <li>インターネット配信は、幅広い最新情報を積極的に配信するとともに、より効果的かつ効率的な情報発信を検討する。</li> <li>情報を迅速に、分かりやすく提供できるよう、ホームページの見やすさの向上を図る。</li> <li>定期的にホームページのリニューアルを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広聴機会の増加</li> <li>市民の行政への認知度の向上</li> <li>市民の市政参加の推進</li> </ul>	計画	○	→	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページのリニューアルを行うとともに、SNSを利用することにより、一層の情報提供の充実を図った。</li> <li>伝わる情報提供を行うため、職員の広報力UP及びホームページCMS操作研修会を行った。</li> <li>佐久市チャンネルとしてホームページで、市のイベントや市議会を生中継するとともに、市の魅力を伝えられる番組を制作し、配信した。</li> <li>佐久市への移住及び交流人口増進を図るため、市の魅力を配信する番組を制作し、コミュニティFMラジオ局のネットワークを通じ、全国に配信した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市のイベントの魅力を伝えられる番組を制作し、ケーブルテレビやホームページ等で配信</li> <li>移住交流人口増進を図るため、コミュニティFMラジオ局のネットワークを通じ、全国へ情報を配信</li> <li>SNS等で市内の最新情報を積極的に配信</li> <li>リニューアルに向け、現状のホームページの問題点等の調査・検討を実施</li> </ul>
2	1	1	2	一部変更	広報情報課	広聴機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見聴取及び、その公表などを含む広聴機能を、より効果的かつ効率的に実施できるよう、検証、改善が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント等の検証をするとともに、他市の先進事例を参考にし、より効果的かつ効率的な広聴機能の実現を図るための見直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広聴機会の増加</li> <li>広聴の効率化</li> <li>市民の意見や要望の的確な把握</li> </ul>	計画	○	→	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>「佐久市型情報公開」に基づき、市民から市政や施策等について意見を聴く、パブリックコメントを適正に運用した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントなどの現状の把握と検証</li> <li>インターネット市政モニターアンケートを利用した市民ニーズ等の把握</li> </ul>
3	1	1	3	継続	広報情報課	市政への市民参加の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりは、市民ニーズを把握する中で、効果的に施策を実施する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が「白紙の段階から検討する」という市民参加方式の活用について、その対象となる事業の検討を図る。</li> <li>「審議会等の公募に関する指針」に基づき、公募委員の積極的な登用に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の市政参加の推進</li> <li>市民と行政が共に責任と役割を担う協働意識の醸成</li> </ul>	計画	○	→	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等への公募委員を積極的に登用するよう依頼を行ってきたことにより、公募枠の拡大及び、公募委員の増加が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット市政モニターアンケートの利用方法について、庁内周知し、利用促進を図る。</li> <li>審議会委員の公募情報を積極的に周知し、公募委員の増加に努める。</li> </ul>
4	1	1	4	継続	広報情報課	民間諸団体との連携による協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>多種多様な地域課題に対応するため、市民及び民間団体と行政が分野を超えて連携する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徹底した情報公開により市民及び民間団体と行政が互いに情報を共有する。</li> <li>市民活動サポートセンターを拠点として、分野を超えた市民活動ネットワークを構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間活力の活性化</li> <li>市民協働体制の構築</li> </ul>	計画	○	→	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>徹底した情報公開と情報発信により、行政と市民との協働に関する情報共有が進んだ。</li> <li>市民活動サポートセンターを拠点とした協働の取り組みにより、市民活動が活性化した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動サポートセンターの運営を引き続き委託する。</li> <li>市民活動サポートセンターが中心となり、市民自ら課題解決に取り組む地域の支え合い組織の育成を進める。</li> </ul>

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面：何が、どのように、なるのか」 「コスト面：財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
5	1	1	4	継続	広報情報課	NPO法人設立の促進	NPO法人設立のための情報提供を積極的に行う必要がある。	長野県の県民協働課と連携し、県のNPO法人設立に関する情報を市民に提供することにより、積極的にNPO法人設立を促進する。	・民間活力の活性化 ・市民協働の体制の構築	計画	○	→	→	→	→	市のホームページ、市民活動サポートセンターのホームページ等でNPO設立に関する情報の提供を行った。	市や市民活動サポートセンターのホームページ等でNPO設立に関する情報の提供を行う。
6	1	1	5	継続	広報情報課	市民活動団体に対する支援の推進	市民団体が活動しやすい支援体制を整備する必要がある。	市民の自主的な公益的活動を支援する「佐久市まちづくり活動支援金」を活用し、財政的支援とともに技術的支援を行う。 国・県の団体育成・支援制度の情報提供を行う。 常に協働体制のあり方を検討し、支援体制を整備していく。	・民間活力の活性化 ・市民協働の体制の構築	計画	○	→	→	→	→	事務事業外部評価の結果を受け、佐久市まちづくり活動支援金の見直しを行ったことにより、申請率が上昇し、より多くの市民活動団体への支援を行えた。	佐久市まちづくり活動支援金を交付することにより、市民が活動しやすい環境づくりを支援する。また、佐久ケーブルテレビ、フェイスブック等に支援金活用団体の活動状況等を積極的に掲載し、情報を発信する。 市民活動サポートセンターを充実させることにより、市民による自主的な公益的活動の支援を行う。
7	1	2	1	継続	企画課	監視機能の強化	地方分権の推進に伴い、市の役割と責任が増大していることから、より適正な事務処理の確保のため、内部統制制度の導入なども含めた監視機能をより強化していく必要がある。	地方分権の推進に伴う国の内部統制制度に関する動きを注視しながら、監視機能の強化につながる体制や方策などを検討する。	・公正で開かれた行政の確立 ・適正な事務執行	計画	●	→	→	→	→	監査委員の増による監視機能の強化が図られた。	内部統制制度及び監査制度における国の動向を検証しつつ、市にとって必要な改正等について、関係部署と協議を進める。
8	1	2	2	一部変更	企画課	市民によるチェック機能の改善	事業仕分け、事務事業外部評価の検証を実施するとともに、効果的かつ効率的なチェック機能の改善を図る必要がある。	市民目線によるチェック機能の改善により、わかりやすい行政の実現を目指し、行政に対する市民理解の推進を図る。	・公正で開かれた行政の確立	計画	●	○	→	→	→	外部評価、128事業実施当初の予定事業が終了 今後の外部評価のあり方の検討し、より効果的に市民の視点を取り込めるように改善を図る必要がある。	外部評価を含む行政評価について、これまでの経過を踏まえつつ、簡素で分かりやすい形として、見直しを検討する。
9	1	2	3	継続	契約課	公正で適正な入札契約制度の推進	入札・契約の透明性や競争性を図るため、公正で適正な入札・契約制度について検討する必要がある。	透明性や競争性の高い入札制度の確立に向け、調査・検討を進める。 新たに導入した郵便入札・電子入札の検証、改善を行う。	・公正で開かれた行政の確立	計画	○	→	→	→	→	地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、総合評価落札方式の評価項目について、この方針に基づき見直しを行い、地元企業の育成や地域経済の活性化を推進した。	新たに導入した電子入札の検証を行い、社会情勢に対応した入札・契約制度について検討する。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視 点	主要事 項	取組事 項	分類 (※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容  (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、 なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分 (※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
10	2	1	1	継続	財政課	経費の縮減	既に実施している行政評価や事務事業評価を有効に活用し、事業の廃止を含めた抜本的な見直しを図るなかで、更なる経費節減に努める必要がある。	経常経費の縮減を図り、また、行政評価の結果を活用した予算編成を行う。	・住民要望に対するきめ細かで臨機応変な対応の実現 ・事務事業の効率化 ・経費の節減	計画	○	→	→	→	→	合併特例措置の終了等による厳しい財政状況、事務事業の見直しや経費節減の徹底について周知し、事業の選択と集中により堅実な予算編成をした。	事務事業の見直しや経費節減の徹底について周知し、事業の選択と集中により堅実な予算編成をする。
11	2	1	1	継続	会計課	公共工事のVFM最大化を重視した総合的なコスト構造改善の推進	平成10年からコスト縮減に取り組み、コスト縮減に対する意識や縮減方法が浸透してきた。コスト縮減は頭打ちの傾向であり、行き過ぎたコスト縮減は品質低下を招くおそれもあることから、今後は計画段階から維持管理までを通してコストと品質の両面をバランスよく重視していく必要がある。	発注の効率化、新しい工法・材料による工事コストの縮減及び維持管理費の縮減、施設の省資源・省エネルギー化等、総合的なコスト縮減を図ることに加え、品質も重視していき、良質な社会資本を効率的に整備・維持していくことを目指す。	・経費の節減 ・社会資本の効率的な整備・維持 ・社会資本が備えるべき利便性、安全性、耐久性等の品質確保 ・維持管理費の縮減 ・事業のスピードアップ	計画	○	→	→	→	→	平成10年からコスト縮減に取り組み、コスト縮減に対する意識や縮減方法が浸透してきた。コスト縮減は頭打ちの傾向であり、行き過ぎたコスト縮減は品質低下を招くおそれもあることから、今後は計画段階から維持管理までを通してコストと品質の両面をバランスよく重視していく必要がある。	・年度当初に通知している「建設工事等施行上の留意事項等について」の通知文にコスト縮減の推進を記載し、事業課への周知を図る。 ・平成28年度の工事や事業について各課の取り組み状況をまとめ、コスト縮減対策委員会に報告・提案し、今後の対策に役立てる。
12	2	1	2	一部変更	財政課	経営的視点による公有財産の適正な管理の実施	公共施設等の適正化を図るため、処分等も含めた経営的視点による公有財産の適正な管理が必要である。	自主財源を確保するため、処分可能な公有財産の価格の見直しや、有償貸付等により有効活用を図る。普通財産化の手続きをより明確にし、普通財産の活用方法などについて、先進事例等を参考としながら、より実効的な改善を検討する。	・健全な財政運営の実現 ・経費の節減	計画	○	→	→	→	→	優良地や希望地は売却・貸付が進んだが、経済動向の低迷等もあり有効活用が進まず維持管理費に係る物件も残った。	公有財産のより経済的で効率的な売却のため、売却方法を随意契約から、一般競争入札にシフトさせる。
13	2	1	3	一部変更	収税課	市税収納率の向上	自立した健全な財政基盤を確立するため、財源の根幹となる市税の収納率の向上に努める必要がある。収納率の向上にあたっては、長野県地方税滞納整理機構の活用が重要である。	納税の必要性などについての広報などによる納税意識の高揚を図るとともに、滞納処分を積極的に推進し、市税の収納率の向上を図る。国保税については、適正な税率を堅持するためにも、引き続き収納率の向上に取り組めます。	・健全な財政運営の実現 ・税負担の公平	計画	○	→	→	→	→	専任徴収員による早期の訪問や差押等による滞納処分を実施することにより、収納率の向上につながった。	・専任徴収員による早期の戸別訪問の実施 ・法に基づき適正かつ迅速に滞納処分を実施 ・長野県地方税滞納整理機構と連携し滞納処分を実施
14	2	1	3	継続	国保医療課	後期高齢者医療保険料の収納率の向上	後期高齢者が被保険者であることから、保険料の算定の方法など制度について、分かりやすい資料の提供や説明の機会を増やすほか、納付について、利便性の向上を図るなど、収納率の向上に向けた取り組みが必要である。	後期高齢者医療保険料(普通徴収)の徴収に関し、個別訪問等の機会の増加、コンビニ収納システムの構築により徴収率の向上を図る。市民宛での文書などについて、より、「わかりやすい」表現を目指し、改善する。	・健全な財政運営の実現 ・負担の公平	計画	○	→	→	→	→	・後期高齢者医療保険料普通徴収現年度分の収納率は、高額滞納者に対する丁寧な折衝と臨戸訪問等により平成27年度決算時98.6%となったものの、平成28年度に目指した99.0%には達しなかった。	・専任徴収員の雇用により個別訪問の機会を増やし、対面での説明、徴収を強化する。 ・コンビニ収納の開始により納付場所を増やし、被保険者の利便性の向上を図る。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
15	2	1	3	継続	人権同和課	住宅新築資金貸付償還の推進	今後、関係団体との協力・工夫をしつつ、状況に合った民間活力等の利用を視野に入れていく必要がある。	貸し付けた住宅新築資金の収納率向上のため、計画的な返済計画を立てるとともに、償還事業の業務委託等を視野に入れて償還を推進する。	・健全な財政運営の実現 ・負担の適正化	計画	○	→	→	→	→	民間への業務委託について調査・検討を行ったが、費用対効果等の理由から業務委託とはならず、地道な折衝により収納に努めた。 職員による通年滞納整理や運動団体役員との折衝などにより、月誓約分納や口座振替等の返済方法が増加し、収納額の向上が図れた。	・人権同和課職員による通年滞納整理を行う。 ・運動団体支部役員と長期滞納者への折衝を行う。 ・残高通知・催告書を発送する。 ・連帯保証人への折衝を行う。 ・上記4つの折衝状況によっては、法的対応を行う。 ・弁護士や金融機関等から市としてできる対応について情報収集し、収納の工夫を図る。
16	2	1	3	継続	子育て支援課	保育料の収納率の向上	以前に比べ、社会全体における子育て世代の負担感が増大していることから、保育料に対する納入意識の低下が見られる。家庭により、様々な課題があることから、多様なアプローチによる課題解決を図りつつ、収納率を高めるよう取り組む必要がある。	保育料の徴収に関し、法的手段も含め、徴収率の向上を図る。他課と連携し、多様なアプローチにより、課題解決を図る。	・健全な財政運営の実現 ・負担の公平	計画	○	→	→	→	→	保育料現年度分徴収率については、99%を達成することができた。また、納付者の状況に応じた納付方法に応じるなど、納付相談を通じて実施することができた。	・保育料現年度分徴収率99.5%を達成するため、未納者と接触し、催告するとともに、必要に応じて納付相談に応じる。 ・悪質滞納者に対して、滞納処分(差押え)を実施する。
17	2	1	3	継続	高齢者福祉課	介護保険料の収納率の向上	事業計画策定(3年)ごとに保険料基準額が改定され、年金所得等の見直しなどから、介護保険料の負担感が増している。より一層わかりやすい制度説明などによる制度理解を進め、収納率の向上を図る必要がある。	介護保険料(普通徴収)の徴収に関し、より「わかりやすい」表現などの工夫をし、制度理解を進め、徴収率の向上を図る。	・健全な財政運営の実現 ・負担の公平	計画	○	→	→	→	→	これまで要望が寄せられていた介護保険料のコンビ収納取扱いは、平成29年度から導入することができた。	・戸別訪問や電話督促による納付勧奨 ・確実な収納が見込まれる口座振替の推進 ・初期滞納者への早期催告 ・更なる財産調査に基づく、適正な法的処分の徹底した実施
18	2	1	3	継続	建築住宅課	住宅使用料の収納率の向上	滞納者が増加傾向にある。平成25年度より長野県住宅供給公社を指定管理者とする管理体制に移行したことから、指定管理者と連携しつつ、収納率の向上を図る必要がある。	住宅使用料の収納率の向上を図るため、指定管理者に対して、適切な指導を行うとともに、より効果的な方法について、先進事例を参考に検証し、改善を図る。また、指定管理者と連携し、戸別訪問・来庁要請などを行うことにより、収納率の向上を図る。	・健全な財政運営の実現 ・負担の公平性の確保	計画	○	→	→	→	→	平成25年度から長野県住宅供給公社で料金徴収をはじめとする管理代行を行っている。また、住宅使用料の徴収についても、滞納繰越を増やさないため現年度の利用料金を重点的に回収し、合わせて滞納繰越の徴収を行った。今後についても、重点滞納整理を強化していく。	・指定管理者との打合せを毎月開催 ・戸別訪問、滞納者及び連帯保証人の来庁要請(事情確認等) ・重点滞納整理の定期的な実施

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
19	2	1	3	継続	下水道課	下水道料金の 収納率向上	新規滞納者が増加傾向にある。 高額滞納者の解消の必要がある。	委託した民間業者と連携し、未収金の回収率を向上させる。 未収金発生後の電話、文書による早期の督促対応を実施する。 佐久市債権管理条例等に基づき、未収金の削減を図る。	・健全な財政運営の実現 ・負担の公平性の確保	計画	○	→	→	→	→	24年度から1年を通して民間委託を活用した結果、料金収納率は上がった。更に27年度からは、委託事業者が変わり、さらに収納率が向上した。	納めやすい環境作りの構築 コンビニ払い利用者が増加している一方、その他の納入通知書払い(金融機関・窓口)利用者が減少している。地域状況に対応した支払い方法があることを周知し、より確実な徴収に努める。
20	2	1	3	継続	浅間総合病院 医事政策課	医業未収金の削減	大口の未払い患者、長期にわたり支払いをしない患者、居所不明者等の過年度未収金の削減。 新たな未収金発生防止のため現年度医療費の早期回収が必要。	未収金発生防止 & 回収マニュアルに基づき、未収金の削減を図る。 法律事務所と連携し、過年度医業未収金の回収率を向上させる。 未収金発生後の電話、文書による早期の督促対応を実施する。	・健全な病院経営の実現 ・負担の公平性の確保	計画	○	→	→	→	→	未収金発生防止 & 回収マニュアルを整備し未収金発生未然防止に努めた。 夜間帯における電話督促や、土曜日の訪問督促の重点実施、さらに法律事務所との連携強化を通じ、過年度の未収金回収率20%及び現年度回収率99%を達成した。	未収金発生防止 & 回収マニュアルに基づき、現年度未収金の発生防止に努める。 長期的に支払いがない患者の未収金の回収を法律事務所に委託する。
21	2	1	4	継続	企画課	新たな自主財源の確保	厳しい経済状況の中、市税等による自主財源の確保に加え、新たな自主財源の確保を検討していく必要がある。	広告事業など様々な手法により、新たな自主財源の確保に努める。	・健全な財政運営の実現 ・地域経済の活性化	計画	○	→	→	→	→	・ホームページバナー、広告入り回覧板、広告入り窓口用封筒など、導入が図られた。 ・ネーミングライツについては、募集を実施したが、実現に至らなかった。	・ネーミングライツについて、対象施設や募集方法なども含めて検証し、必要な改善を図る。 ・他市の事例を収集し、庁内で共有することにより、各課の自主的な財源確保の取組に繋げていく。
22	2	1	4	外部評価	商工振興課	企業誘致の推進	市内への企業誘致を推進し、雇用の創出と地域経済の活性化により、自立した財政基盤を確立する必要がある。 (H27外部評価)	首都圏と中京圏に配置した産業立地推進員による企業訪問を中心に、長野県や金融機関、大手ゼネコンなども連携を図り、企業の立地動向等の情報収集に努め、官民一体となった企業誘致活動を積極的に展開していく。	・地域経済の活性化 ・雇用の創出 ・健全な財政基盤の確立	計画	○	→	→	→	→	TDK(株)跡地へのシチズン時計マニユファクチャリング(株)誘致など	企業誘致の推進について、今年度も引き続き積極的な企業誘致活動に取り組む。 なお、近年企業誘致が順調に進み、平成23年から平成28年度末までで8社の誘致に成功しており、現在その受け皿となる工業用地がない状況となっていることから、市内空き工場等への誘致や新たな工業団地の整備に向け更に検討を進める。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
23	2	1	5	継続	下水道課	下水道使用料の適正化	健全経営を維持するため、今後の人口減少に伴う収入減少や、施設老朽化に伴う更新費用の増加を考慮した、使用料の適正化を検討する必要がある。	次世代に負担をかけないためにも、必要に応じて使用料体系を検討し、将来の大規模更新工事費用に備えた積立金を確保する。	・下水道事業の健全経営の実現 ・使用料と公費負担の適正化	計画	●	→	→	→	→	下水道料金単価を、24年度に統一し、新料金体系を構築した。更なる使用料改定について、将来的な検討をしようえ、28年度に経営戦略を策定した。	28年度に策定した経営戦略を基に、29年度は随時検証していく方向である。
24	2	1	5	一部変更	企画課	使用料等の適正化	消費税率改正の施設使用料等へ転嫁を適正に行うとともに、公共施設の総合的かつ計画的な管理実現のため、使用料等の適正化を検討する必要がある。	平成31年10月からの消費税率の改正に合わせ、使用料等への転嫁を検討し、使用料の改正を実施する。また、その後、全庁の使用料等の状況を把握しつつ、適正化に向けた見直しを進めていく。	・公共施設等の総合的かつ計画的な管理の実現 ・負担の適正化	計画	●	○	◎	→	→	公共施設等総合計画を策定し、「費用負担の見直し」を含む基本方針により、公共施設のあり方を見直すこととした。	使用料の適正化に向けた取り組みについて、平成31年度における消費税率改正に向け、検討を進める。
25	2	2	1	継続	危機管理課	消防団組織の再編成	非常備消防力の強化 地域の実状に応じた消防団活動の維持	地域の現状や、過疎化・サラリーマン化を勘案しながら、消防団の班統合や再編成を図る。	・事務事業の効率化	計画	○	→	→	→	→	再編成等の説明を行う中、機能別団員の導入及び市職員の加入促進を図り、団員数が平成27年度より微増傾向である。次年度以降においても、団員数増加を見込んでおる中、班統合等の再編については、今後の団員数の増減傾向を注視する中、小型動力ポンプの統合を含め検討していくこととしたい。また、消防力については、小型動力ポンプ統合を進める上で、軽積載車を配備し、機動力向上を目指すこととしたい。	・各分団とのヒアリングを実施し、施設等の再編成を含む整備計画を作成し、消防団幹部への説明を行うことにより、組織の再編成についての理解を図る。 ・検討結果等について周知し、組織の再編成についての考え方を広める。
26	2	2	1	外部評価	健康づくり推進課	保健事業の推進	保健予防の観点から、検診率の向上などの保健事業の推進を図る必要がある。 (H24外部評価)	国民健康保険の保険者として、医療費の抑制につながる保健予防において、要となる「特定健診の受診率の向上」に努める。また、健康長寿を実現するため、市民全体の健康に対する関心を高めるとともに、保健事業の重要性についても理解が深まるよう、先進事例等を参考に、より効果的な周知方法について研究し、改善を図る。	・健康長寿の実現 ・国保会計への負担の軽減	計画	●	○	→	→	→	特定健診の受診率向上のため、健診実施の周知に努めるとともに、土日の健診の実施や、実施会場の工夫などに加え、通院中の市民が特定健診に相当する検査を実施した場合、検査結果書を市へ提出するようにするなどした。	・特定健診受診率向上のため、地域集団健診・車検診の受診について、スマートフォンや携帯電話での電子申請による申込みを可能にする。 ・国民健康保険被保険者が加入する団体等に働きかけるなど、対象者を絞った受診勧奨実施する。 ・若い年代からの健診の習慣化を目的に、がん検診無料クーポン券配布対象者に対し徹底した受診勧奨を行う。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
27	2	2	1	一部変更	生活環境課	公共交通体系の再編	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化に対応しつつ、市民の日常生活における移動手段の確保を最優先に、評価・検証を行い、随時改善を行う必要がある。</li> <li>長期的には、佐久広域圏全体で公共交通の総合的な見直しも考えていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月に策定した佐久市地域公共交通網形成計画に基づき、まちづくりや観光等と連携した公共交通体系の再編を行う。</li> <li>再編後、試験運行として開始し、市民の日常生活における移動手段の確保を最優先に、評価・検証を行い、随時改善を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来にわたって持続可能な公共交通体系の実現</li> <li>利用する人に合わせた公共交通体系の実現</li> <li>地域の活性化</li> <li>利用者数の増加</li> <li>利用者満足度の向上</li> <li>運賃収入の増加による収支率の改善</li> <li>佐久広域連携の強化</li> </ul>	計画	○	→	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐久市生活交通ネットワーク計画に基づいた公共交通体系の運行を開始し、運行開始後も各種調査、運行実態の検証等を行い増減便等ダイヤ改正を行い利便性の向上と効率化に努めた。</li> <li>新たに将来に亘って持続可能な公共交通体系構築のため、まちづくり等と連携した佐久市地域公共交通網形成計画を平成29年3月に策定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再編する公共交通の運行経路やダイヤの設計を行う。</li> <li>時刻表を印刷し、市民へ全戸配布を行い、周知する。</li> <li>10月より再編した公共交通体系での試験運行を開始する。</li> <li>運行後、利用者アンケート調査や市民アンケート調査を行い、改善点の把握に努める。</li> <li>佐久広域圏内の市町村間にまたがる公共交通体系を維持する。</li> </ul>
28	2	2	1	継続	下水道課	下水道使用料関連事務に関する佐久水道企業団との連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道、下水道の賦課徴収業務については、共通点が多く、業務の効率化の観点からも、連携を図り、共同事業化を推進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、賦課業務については、佐久水道企業団が収集した使用量を下水道でも利用している。</li> <li>また、徴収業務については、佐久水道企業団は職員対応、下水道では外部委託している。</li> <li>より効率的な賦課徴収業務を行うため、共通点が多い賦課徴収業務の共同事業化の検討を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業の効率化</li> </ul>	計画	●	→	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金徴収業務民間委託の上下水道一体化を佐久水道企業団に打診したが、前向きな回答をもらえず停滞状況である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金徴収業務を佐久水道企業団と連携・共同事業化することで、経費の負担軽減が実現できる。また、下水道使用料の未納者に対し、上水道未納者同様、法的に給水停止が可能になれば、下水道使用料収納率も向上する。そのために、将来的に共同委託できるか、佐久水道企業団に交渉を続ける。</li> </ul>
29	2	2	1	継続	経済建設環境係 望月支所	財産区の運営方法の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産区議会での承認、各条例・規則の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産区の運営方法を市内の各財産区と統一するよう調整を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業の効率化</li> </ul>	計画	●	→	→	→	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営方法について、検討を行っているが、現状を踏まえ事務事業の効率化に向け今後も調整・検討が必要である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員任期期間の満了に伴い、新たに運営方法のあり方について協議する。</li> </ul>
30	2	2	1	一部変更	学校給食課	給食事業のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心・安全とともに、食育の一環としての給食の充実と効率化を図るため、給食事業のあり方について見直ししていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心・安全な給食を提供するために、施設等の適切な管理と効率的な運営に取り組むとともに、児童生徒及び保護者への食育を推進し、食への理解や食生活の向上が可能となる給食事業のあり方の検討を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育の推進</li> <li>市民サービスの向上</li> <li>経費の節減</li> </ul>	計画	○	→	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>各給食施設の改修、設備・備品の更新の年次計画を作成し、施設・設備の更新を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食応援団からの地元で採れた安心安全な食材を利用した食育の推進</li> <li>センター施設見学・給食試食会の実施</li> <li>アレルギー対応食提供事業の医師指示書の様式統一。</li> <li>民間活力の導入、配食体制の効率化についての検討</li> </ul>

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
31	2	2	1	新規	中央図書館	セカンドブック事業の実施	ブックスタート事業により、乳幼児と絵本との出会いを実現させているが、3歳児(人生において最も絵本やお話を楽しむことができる大切な時期)という重要な時期に、年齢にあった絵本を贈呈することで、すすんで読書する習慣形成等の一助を担う必要がある。(教育的効果が非常に高い)	行動範囲が広がり、心と言葉が大きく育つ時期である3歳児を対象に、図書館へ来館しての受領を基本に絵本の贈呈を行い、図書館通いの楽しさを覚えていただき、親子で絵本を楽しむことを通じた読書習慣の形成、子育て支援としての場の創造を図る。	・住民サービスの向上 ・生涯の読書習慣の形成 ・子育て支援 ・コスモスプランに直結した教育効果	計画	○	◎	→	→	→	実施計画へ実施案を提出し、庁内での検討を進め、予算等の確保に努めた。	・市民全体へ広報等を通じた周知(PR) ・該当者へのダイレクトメールによる案内 ・親子で直接図書館に足を運び、おはなし会に参加したあと受領することを基本とした方法で贈呈する。 ・受領の滞っていない保護者に、受領を促すため通知を行う。
32	2	2	2	継続	企画課	補助金の現状把握と見直し	平成19年度に実施した補助金等の見直しについて、進捗状況や新たに設定された補助金等も把握、分析し、見直していく必要がある。	市の補助金等の現状を把握するとともに、施策展開における課題などの検証を行い、見直し方針を改定し、その後、見直し実施についての進捗管理を進める。	・経費の節減 ・適正な補助	計画	●	○	◎	→	→	補助金については、全庁的に一定の見直しが行われており、今後は、現状把握と状況に沿った補助金等のあり方の見直しが必要とされる。	前回の補助金等の見直しを再度検証し、現時点における補助金等の制度の課題等と効果的な見直し方法について、検討を進める。
33	2	2	2	継続	人権同和課	部落解放運動団体活動補助金の見直し	部落解放運動団体との協議が必要である。	部落解放運動団体への活動補助金について、活動内容の精査を行い、補助内容の見直しを図る。	・経費の節減	計画	○	→	→	→	→	活動内容の精査を行い、補助内容の見直しを図ることで、経費の節減に努めた。	補助金額の見直しを行う。
34	2	2	2	継続	福祉課	社会福祉協議会運営費補助金の見直し	平成17年度に国の要請により策定された集中改革プランにより、定員管理による職員数の削減が進められたことに合わせ、社会福祉協議会の人件費を主な補助対象とする当該補助金の見直しの必要がある。	社会福祉協議会による福祉サービスの安定した提供には、市からの継続的な支援が不可欠である。ただし、福祉サービスには他の民間団体が参入している背景も踏まえ、補助対象や、補助金額等についての適正化を図るとともに、合わせて市からの委託事業、他の補助事業等も含め、総体的な見直しを検討する。	・市民サービスの向上 ・経費節減	計画	○	→	→	→	→	これまで、人件費に対する補助率の見直しについて検討を重ね、問題と課題が明確になってきた。今後は、それらの対策について検討していく。	職員増減の動向や事業運営の状況を見ながら、人件費に対する補助率の見直しを行っていく。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
35	2	2	2	一部変更	商工振興課	商工団体への支援の見直し	商工団体のあり方について、各団体と協議、検討するとともに、補助対象や成果指標の設定などの支援内容を見直す必要がある。	商工団体のあり方について、各団体と協議、検討を進めるとともに、団体に対する補助金等についての見直しを進める。 また、運営費補助から事業費補助への転換や、成果指標の設定など補助金の改善を検討する。	・補助等の適正化 ・事務事業の効率化	計画	●	→	→	→	→	現在協議中のため結論は出ていないが、引き続き協議を進めていく。	商工団体のあり方について、協議を進めながら検討を図る。 また、会員数が減少しているため、補助金の減額は厳しいと思われるが、補助対象や補助単価などを検討していく。
36	2	2	2	継続	商工振興課	地場産業振興事業補助金の見直し	補助金の具体的な成果の検証方法の設定が必要である。	対象経費・限度額等を明確化するとともに、適正な補助運営を図る。	・補助等の適正化	計画	●	→	→	→	→	関係団体と協議を進めてきた。	現状、要綱や規則が定められていないため、規則への追加等、関係者と協議のうえ定める。
37	2	2	2	継続	商工振興課	商店街環境施設整備事業補助金の見直し	補助金の具体的な成果の検証方法の設定が必要である。	対象経費・限度額等を明確化するとともに、適正な補助運営を図る。	・補助等の適正化	計画	●	→	→	→	→	限度額、成果指標の設定について関係団体と協議を進める。	現状は、工事実施後の報告のみとなっているため、実施後に誘客につながっているかなど、成果についても検証を行っていく。
38	2	2	2	継続	文化振興課	臼田文化協会補助金の見直し	臼田文化協会に補助金廃止の理解を得ること。	臼田文化協会の活動が広がり、補助金を必要としない団体となるよう支援する。	・補助等の適正化	計画	●	→	→	→	→	補助金見直しの成果は上がっていないが、臼田文化協会は文化振興の事業を継続して実施できている。臼田文化協会の事業計画や実績報告、調査により、事業について理解を深めることができた。	臼田文化協会の運営状況・事業計画を調査し、支援の方法について事務局レベルで話し合いを実施
39	2	2	3	継続	企画課	外郭団体の自立した運営への移行に向けた見直し	外郭団体は、より自立した経営主体となっていくことが求められる。	公社等の外郭団体への職員派遣、事務局事務、補助金・交付金の支給についての見直しを推進する。	・外郭団体の自立した運営への移行	計画	○	→	→	→	→	職員派遣の見直しが図られた。	他の先進自治体における外部団体の見直しの手法を参考に、外部団体の自立と地方公共団体としての関わり方について検討を進める。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
40	2	2	3	新規	企画課	土地開発公社の見直し	土地の先行取得等、市の開発事業に活用されてきた土地開発公社であるが、状況の変化により、そのあり方について見直す必要がある。	他市の先進事例等を研究し、土地開発公社の今後のあり方についての方向性を検討する。	・外部団体の自立	計画	●	○	◎	→	→	公共用地等の先行取得については、債務負担行為により、計画的な引取が進められ、平成30年度には終了する予定となっている。 このことから、土地開発公社の今後のあり方について、見直しを進めることとした。	他市の事例等を収集しながら、土地開発公社のあり方について、検証する。
41	2	3	1	継続	企画課	民間委託の推進	行政のスリム化及び地域の活性化のため、民間が実施主体として実施できる事業や、管理できる施設については、民間に委ねていく必要がある。	事務事業全般について、民間委託にあたり、事業者が受託しやすいよう事務の切り分けや委託期間の複数年化、委託事務事業の集約等、より効果的かつ効率的な委託を行う。	・事務事業の効率化 ・経費の節減 ・市民サービスの向上	計画	○	→	→	→	→	指定管理者制度を中心に、民間委託が可能な事業等では、その導入について検討が一定程度進められた。	包括的民間委託など、業務の一部を民間に委託する方式の導入が他自治体では実施がされていることから、新たな民間委託について、そのメリットデメリットについて、先進事例から情報を収集し、市としての方針を検討する。
42	2	3	2	継続	企画課	民営化の検討	民間委託から、民営化が可能な公共サービスについて、先進的な事例を参考にしつつ、導入についての検討を進める必要がある。	民間が実施可能な公共サービスなどについて、サービスの向上や効率化の実現を図るため、先進事例を参考に導入を検討、推進する。	・事務事業の効率化 ・経費の節減 ・市民サービスの向上	計画	●	→	○	→	→	公共施設の民営化等への取り組みが施設所管課において、検討された。 (みすず苑等)	民間への譲渡など、民営化の手法を収集し、民営化に関する方針の作成を検討する。
43	2	3	2	継続	福祉課	佐久市障害福祉サービス事業施設の運営方法の見直し	現在、佐久市障害福祉サービス事業施設については、指定管理者制度を導入し、障害福祉サービス事業者により管理運営を実施しているが、国からの報酬により事業を実施しているため、指定管理料は発生していない。ただし、施設は市の財産であるため、貸付・譲渡等の方法による運営管理を検討していく必要がある。	市の設置施設という事で、事業者による施設の改修等の補助金請求については制約がある。施設開設当時の状況等特殊な事情もあるが、それも含め、施設の貸付・譲渡等の方法による運営管理について検討していく。	・市民サービスの向上 ・経費の節減	計画	●	→	→	→	→	県内公的施設の利用状況及び、障害福祉サービス事業所の運営状況についての調査等は実施したが、見直しの内容については具体的に決定していないため、指定管理期間終了のH29年度末までに具体的な見直し案を示す必要がある。	・障害福祉サービス事業所の運営状況についての調査 ・運営管理方法(貸付・譲渡等)の先進事例研究・検討

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
44	2	3	2	一部変更	臼田学園	臼田学園への民間活力導入の検討	障害福祉サービス事業は、制度利用により事業を実施している民間事業者も多く、サービスの向上や業務の効率化のためにも、臼田学園でも指定管理者制度などの民間活力の導入を推進する必要がある。ただし、知的障害者の入所施設を運営できる事業者が限られているため、指定管理者を募集しても応募者がいないことが予想される。	臼田学園の運営について、施設の譲渡なども含めて、先進事例を研究し、民間活力の導入についての検討を進める。	・市民サービスの向上 ・専門的なノウハウを持った法人が運営することにより、より充実した利用者支援を行うことができる。	計画	●	→	→	→	→	・管理運営主体の民営化に向け、児童施設を廃止し、現在の実態に合した運営形態に変更した。 ・当施設の管理運営が可能と思われる社会福祉法人及び先進地視察等により、民営化に向け、参考となる情報を得ることが出来た。また民間への移行を促進するため、スプリンクラー設備の設置、給湯用温水ボイラの更新など施設整備に着手することが出来た。	・事業運営可能な社会福祉法人との情報交換をする。 ・民営化の第一弾として、給食の民間委託を現行の直営と比較検証する。
45	2	3	2	一部変更	臼田支所 総務課 係	担い手研修施設臼田館の後利用の検討	臼田支所の改築に合わせて、仮支所としている臼田館について、後利用を検討する必要がある。	平成30年度には普通財産化する予定であることから、地元への貸与なども含めて、関係団体などと協議を進め、必要な手続きを行い、有効な後利用の検討を図る。	・公共施設の有効活用 ・経費の節減	計画	○	◎				平成30年度中に、普通財産化による無償貸与の契約を行うことができる。このことにより、維持管理にかかる経費削減や事務手続き等による事務の効率化が図られることになる。	臼田館を平成29年度まで仮事務所として使用 新支所移転後に、臼田町商工会へ無償貸与をスムーズに行うため、施設修繕の対応並びに、条例改正及び無償貸与契約の準備を進める。 また、利用者への周知の準備も進める。
46	2	3	2	継続	臼田支所 経済建設課 環境係	霊園管理のあり方の見直し	民間委託の前提、及び受益者負担の原則として、使用者から徴収し、基金に積立てた「永代管理料」の他に、新たな財源確保が求められるが、その負担を使用者に求めるには、「使用者全員の同意」が必要である。	臼田第1・第2霊園の管理の民間委託、民営化、指定管理者制度の適用、新たな財源確保等を含め、管理のあり方について見直しを図る。	・事務事業の効率化 ・経費の節減 ・市民サービスの向上	計画	●	→	→	→	→	民間等への業務委託などについて、協議をおこなった。	民間等への業務委託や新たな管理方法について検討する。
47	2	3	2	一部変更	子育て支援課	保育所のあり方の見直し	保育所の老朽化に対応し、統合などを進めているが、社会福祉法人などの活用を図るため、連携を進め民営化についても、検討を進める必要がある。	保育所の改築の際は、入所児童数等を考慮し、保育所の統廃合を行うとともに、地域性なども考慮し、民営化についても検討を進める。	・事務事業の効率化 ・経費の節減 ・官民における公共サービスの適正化	計画	○	→	→	→	→	平賀・内山保育園と望月地区4園の統合を実施した。	保育所の統廃合について計画し、民営化についても検討を進める。
48	2	3	3	一部変更	企画課	指定管理者制度等の民間活力の更なる活用	今後も、民間活力を活用し、住民サービスの向上や行政コストの削減に努めていく必要がある。	指定管理者制度をより効果的に活用されるような制度の見直しを検討していく。また、包括的民間委託など、新たな民間の活用方法を研究するとともに、庁内における情報の共有を図る。	・事務事業の効率化 ・経費の節減 ・市民サービスの向上	計画	○	→	→	→	→	指定管理者制度導入施設59施設 概ね制度導入が可能な施設には、制度の適用が図られた。今後は、市の実情に合わせた細かな制度の変更を行いながら、より効率的で、効果的な施設管理の実現を目指していく。	指定管理者制度における課題等を検証し、制度のより有効な活用のための改善を図る。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
49	2	3	3	一部変更	企画課	PPP/PFIの活用	民間のノウハウ等をより一層有効に活用するため、PPP/PFIの活用が求められる。	民間業者との適切な役割分担を実現するため、PPPなどの公民連携の先進的な取組や、PFI手法を活用した公共施設等の整備、運営などについて、活用事例などを研究し、ノウハウなどの情報の共有を図る。 PFIについては、人口20万以上の都市に要請されている「優先的検討規程」に準じた内部規定などの検討を進める。	・民間活力の活性化 ・市民協働体制の構築 ・経費の削減	計画	●	→	→	→	→	PFI手法導入施設1施設(DBO) 佐久市温水利用型健康運動施設優先的検討規程の策定などにより、PFI手法の検討、実施が全庁的に一般化するよう、周知を図る必要がある。	平成21年4月に策定された「行政関与及び民間活用に関する指針」について、近年のPPP/PFIに関する考え方を取り入れながら、他市の「優先的検討規定」として記載すべき事項も含めた改訂のための検討を進める。
50	2	3	3	一部変更	人権同和課	同和対策集会所のあり方の見直し	一部の同和対策集会所で指定管理者制度を導入するなどが進められていることから、部落解放運動団体及び地元区と協議のうえ、同和対策集会所のあり方を見直す必要がある。	各地の同和対策集会所の管理について、指定管理者制度の適用を検討するとともに、施設の役割も踏まえつつ、関係団体や地元区と協議しながら、段階的に公会場への転用なども含めた、施設のあり方の見直しを図る。	・事務事業の効率化 ・経費の節減 ・市民サービスの向上	計画	○	→	→	→	→	北口、荒田の同和対策集会所については、指定管理者制度を適用し、大和町、野沢、住吉の集会所については、地元区との協議がまとまり次第、指定管理者制度を適用していく。	指定管理者制度の適用を検討するとともに、施設の役割を踏まえつつ、関係団体や地元区と協議をしていく。
51	2	3	3	一部変更	土木課	駅前広場のあり方の見直し	佐久平蓼科口、浅間口、岩村田、北中込にある駅前広場について、佐久市の玄関口としての機能の向上を図るとともに、利便性や安全性を効率的に実現するための管理方法などについて、見直す必要がある。	駅前広場の課題を整理し、アダプトシステムなど、より効率的な管理方法の導入について、検討する。また、駅前広場の各施設等について、より有効な活用方法などを研究し、意見募集などを実施し、協働によるまちづくりを推進します。	・駅前の活性化 ・市民との協働	計画	○	→	→	→	→	・地元老人会や高校生による花壇の管理や除雪等をボランティアにて行っていたが、アダプトシステム事業の協定締結までは至っていない。 ・佐久平駅前広場については、市民アンケートも含め関係部署と連携を取りながら利用方法について検討してきたが、最終的な方向付けには至らなかった。	駅前広場の管理については、アダプトシステムによるものとボランティアによるものが実施されている。アダプトシステムによる参加団体とは管理の計画、実施について充分協議し、また、ボランティアによる美化活動には市職員も参加して、市民との協働による駅前広場管理を促進する。駅前広場の施設については、引き続き関係部署と協議し、経費も含めて有効的な活用方法を検討する。
52	2	3	3	継続	土木課	道路施設のアダプトシステムの促進	既存の道路施設の緑化、維持管理を行っていただくための協定締結者をどのように増やしていくかという点が課題である。	市民協働による緑化及び清掃活動や、維持管理に対する意識の向上を図るため、道路施設のアダプトシステム事業について、広報などに工夫しつつ、その普及を推進する。	・緑化意識の高揚 ・緑化活動の推進 ・市民と協働したまちづくり	計画	○	→	→	→	→	広報等を通じたアダプトシステム活動の紹介や地元説明での呼びかけを実施したことにより、3団体の協定が増加した。	引き続き広報等を通じてアダプトシステムの活動を紹介し、団体の参加を促す。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
53	2	3	3	継続	公園緑地課	公園のアダプトシステム事業の推進	緑の街づくり推進のため、市民と行政が協働する取り組みが必要である。	緑の街づくりのため、公園のアダプトシステム事業について、広報などに工夫しつつ、その普及を推進する。	・緑の街づくりの推進 ・協働の推進	計画	○	→	→	→	→	区への個別の働きかけも行ったが参加団体の拡大には至らなかった。協働の面においては既に参加している団体の意識や質の向上、活性化が図られた。	・広報佐久に参加募集記事掲載 ・FM佐久平にて参加募集周知 ・平成28年度に公園や緑地の維持管理活動にボランティアとして関わっていた区や、市民の皆さんにお声掛けをして、アダプトシステムの協定を結び活動していただけないか協議する。
54	2	3	3	一部変更	経済建設環境係 望月支所	佐久市飲料水供給施設のあり方の見直し	経営の合理化を推進するため、効率的な管理運営方法について検討する必要がある。	事業の効率化を図るため、佐久市飲料水供給施設の管理運営方法について検討する。	・事務事業の効率化 ・官民における公共サービスの適正化	計画	●	→	→	→	→	望月の郷飲料水供給施設は、指定管理者制度へ移行したが、平成29年度より直営での管理に切り替えている。いずれの飲料水供給施設についても、今後も調整・検討を続ける。	指定管理者制度を導入していた望月の郷飲料水供給施設も平成29年度から直営による管理となったため、再度今後について検討を行う。
55	3	1	1	継続	企画課	職員提案・職場提案制度活用の推進	職員提案の活性化のため、職員の意識高揚や、応募しやすい方法への改善などの工夫が必要である。	平成28年度の改定後の状況を検証しつつ、更なる改善を検討する。	・職場レベルから改革を推進する風土の形成	計画	○	→	→	→	→	平成28年度見直し実施通年制に変更	・平成28年度見直し後の運用方法について、課題等を検証し、調整を行う。 ・優秀な提案等に対するインセンティブについて、設定を検討する。
56	3	1	2	継続	総務課	人材育成の推進	各職場における、職務に必要な能力の明確化と職員個々の能力の把握が必要である。 職員自らが意欲を持って専門性や能力を開発・向上させるための自己啓発意欲の醸成及びそのための体制整備が必要である。	人材育成基本方針に基づき、人材育成を推進する。	・市民ニーズに的確に対応する職員の育成	計画	○	→	→	→	→	人材育成基本方針を見直すとともに、人材育成の推進のための各種研修等を実施し、職員の育成が進んだ。	・人事異動 ・一般研修(階層別研修)、専門研修 ・職場研修(OJT) ・県等への派遣研修 ・自発的な研修に対する支援 ・次年度研修要望の取りまとめ ・人事評価を活用した育成施策の検討 上記を実施する。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
57	3	1	3	継続	総務課	人事評価結果の処遇への反映	人事評価制度の有効活用のため、評価結果を人材育成や給与等処遇へ反映させるシステムが必要である。	職員の意欲や能力の向上のため、人事評価結果を人材育成や給与等処遇へ反映させるシステムを構築する。	・市民ニーズに的確に対応する職員の育成	計画	○	→	→	→	→	人事評価に関する研修を実施し、制度の見直しを行う中で、評価結果を勤奨手当に一部反映させ、職員の意欲向上につなげた。	・評価者研修 ・被評価者研修 ・新任昇格者研修 ・新規採用者研修 ・評価結果を勤奨手当、昇給へ反映 ・制度の電子システム化を検討  上記を実施する。
58	3	1	3	継続	総務課	給与の適正化	適正化を常に継続していく必要がある。	給料や手当について、国や県、地域の状況を十分に考慮するとともに、地方公共団体給与情報等公表システム等で市民への周知を徹底し、公正性を確保するなど、適正化を図る。	・給与、手当の適正化	計画	○	→	→	→	→	人事院勧告等に基づき給与改定を行うとともに、給与情報等を公表し、適正化を図った。	・人事院勧告等に関する研修会受講及び給与の改定等の検討 ・必要に応じた、関係条例等の改正案の作成、提案 ・人事行政の運営状況の資料作成及び公表 ・職員給与等の資料作成及び公表  上記を実施する。
59	3	2	1	継続	総務課	簡素で機能的な体制整備	市の組織全体を見渡す中で、市民サービスの提供を大前提として、本庁及び支所のあり方を含め、より簡素で機能的な体制にしていなければならない。	市民ニーズに応じたビジョンや戦略に基づきながら、簡素で効率的な組織機構の構築を図る。	・機能的な体制の整備 ・事務事業の効率化	計画	○	→	→	→	→	総務課と企画課で連携し、組織機構の見直しを実施	・組織機構見直し要望調査 ・組織機構改革のヒアリング ・必要に応じた、組織機構改革、業務の見直し ・必要に応じた、関係条例等の改正案の作成、提案  上記を実施する。
60	3	2	2	継続	企画課	意思決定過程の簡素化	人員も少なくなる中、よりスムーズに効率的に事務を遂行できるようにするために、決裁区分等の見直し等を継続していく必要がある。	個々の職員の責任と権限を明確化するため、事務処理規則の改正も検討するとともに、規則で決裁区分が定められていない事案への対応を庁内会議で議し、その結果を共有することで、簡素な意思決定を実現を図る。	・市民ニーズへの迅速な対応 ・フラットな組織構成の実現	計画	●	○	→	→	→	検討段階	決裁区分の簡素化の取組として、事務処理規程等に明確な記載がなく、これまで理事者の決裁と位置付けていたが、部長による決裁と区分を改めたような事例を収集し、一覧にまとめるなどして、庁内での共有を図る。 また、決裁の区分で、判断しがたい場合、部長会議等で協議するなどの仕組みも検討する。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
61	3	2	3	継続	企画課	各審議会の見直し	役割が重複している審議会等について、統合を図るなど、より効果的な審議会の設置と運用を図る必要がある。	各審議会の役割の重複等について見直しが必要なことから、統合等を検討する。また、各審議会の状況を把握し、情報の共有を図るなどにより、各審議会の事務局による自主的な改善が図られるよう取り組む。	・より効果的な審議会の設置と運用	計画	○	→	→	→	→	一部見直しを実施	平成28年度の職員提案に対応するため、各審議会の委員等をまとめ、一定の方に負担が偏らないよう、全庁的な対策を検討する。
62	3	3	1	継続	総務課	組織・機構改革等に応じた定員管理	組織・機構改革、業務見直し、業務委託等の状況により、職員数の適正化を常に継続していく必要がある。	組織・機構改革、業務見直し、業務委託等の状況により、事務量に応じた職員数の適正化を図る。	・事務事業の効率化	計画	○	→	→	→	→	採用計画どおりの人員は確保出来なかったが、組織・機構改革、業務見直しを継続して進めたことにより、事務事業の効率化が図られた。	・次年度事業の調査 ・専門職配置要望調査 ・採用人員の決定 ・職員数の公表  上記を実施する。
63	3	3	2	継続	総務課	専門性と事務量の増減に応じた職員配置	組織・機構改革、業務見直し、業務委託等の状況により、職員の適正配置を常に継続していく必要がある。	業務の制約や内容を把握し、適材適所な職員配置を行う。業務内容に合わせ、任期付職員や短時間勤務職員等を適切に配置するとともに、能力や経験等も総合的に考慮した配置の実現のため、配置希望の自己申告制を検討する。	・事務事業の効率化 ・任期付職員等の配置による将来的な人件費の抑制	計画	○	→	→	→	→	現在の職員数の中で、必要に応じ、適材適所の人事異動を行うとともに、任期付職員の任用及び退職職員の再任用を行うことで、職員の適正配置が図られた。	・人事異動 ・来年度事業の人事に関する要求調査 ・臨時的任用等職員に関し、予算要求に基づくヒアリング、要求の審査 ・人事異動案の作成 ・人事異動に伴う事務処理 ・専門職配置要望調査 ・一般職員の部長裁量による配置 ・任期付職員の任用 ・退職職員再任用  上記を実施する。
64	4	1	1	継続	企画課	行政評価システムの見直し	人事評価との連携や外部の視点を活用した評価により、行政評価システムをさらに活用するため、重点化、簡素化などを図る必要がある。	行政評価システムを活用をさらに図るため、行政評価システムの見直しとして、事務事業外部評価を含む行政評価システムの重点化、簡素化などの見直しを検討する。	・成果志向の行政運営の実現 ・市民への説明責任の確保	計画	●	○	○	◎	→	人事評価との連携や外部の視点を活用した評価により、行政評価システムをさらに活用するため、重点化、簡素化などを図る必要がある。	これまでの行政評価の検証を行うとともに、より簡素で、分かりやすい評価への見直しを検討する。
65	4	1	2	新規	下水道課	水洗化の普及促進と継続的な健全経営の実現	水洗化により快適な生活環境の実現を図るとともに、施設等の老朽化に伴う更新や、人口減少に伴う収入減少に対応した長期的な展望による健全経営を維持する必要がある。	経営戦略に基づき、引き続き健全経営を維持するとともに、状況の変化にあわせて、経営戦略の見直しを図る。また、水洗化の普及についても、経営的な視点による改善を図り、各種補助金制度の活用を検討するなど、経済性と快適性が両立した水洗化を進める。	・効率的な施設整備と維持 ・水洗化による快適な生活環境の提供	計画	○	→	→	→	→	平成28年度末に経営戦略を策定	・経営戦略の検証・評価 (場合により改善・見直し) ・水洗化の普及に対する各種補助金制度の活用検討

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
66	4	1	2	継続	浅間総合病院 総務課	継続的な健全経営と良質で安定した医療の提供	医師を始めとする医療スタッフの確保と国の医療制度改革等により急速に変化する医療情勢・医療ニーズへの取り組みを強化しつつ、健全経営を維持し、更なる医療の充実を図っていく必要がある。	健全運営の実現のため、病院改革プランに基づきサービスの向上、収益確保、費用の削減等に努める。	・健全な経営の維持 ・市民への良質で安定した医療の提供 ・地域のニーズに対応したサービスの提供により、利用者が増加する。	計画	○	→	→	→	→	第二次整備事業の保育所整備により、医師や看護師等の早期職場復帰が適いスタッフの確保につながった。また、中央棟は糖尿病センターの新設や手術室、給食室の最新システムへの更新などが行われたことで、地域の医療ニーズに対応した最適なサービスの提供が可能になった。	・一般病棟の一部を地域包括ケア病棟に転換する。 ・県より医療型短期入所の指定を受け、重症心身障害児・者を対象とした医療型短期入所サービスを実施する。
67	4	2	1	継続	財政課	固定資産台帳の適正な管理と活用の推進	公有財産の適切な管理のため、公有財産台帳を基に作成した固定資産台帳を適正に管理する必要がある。	固定資産台帳により、公有財産の現状を正しく把握し、その情報を庁内で共有することで、公有財産の適切な管理の実現を図る。また、財務諸表の一つとして適正な形での公表を含め、その活用について検討を進める。	・事務事業の効率化 ・公有財産所管部署の明確化 ・公有財産管理の適正化 ・公有財産の有効活用 ・公民連携の推進	計画	○	→	→	→	→	公有財産の適切な管理のため、公有財産台帳を基に作成した固定資産台帳を適正に管理する必要がある。	「改訂モデル」から、全国の地方公共団体に適用となる「統一基準」によるシステムへ切り替える。
68	4	2	1	継続	企画課	公共施設等の適正化の推進	佐久市公共施設等総合管理計画により見込まれる、将来更新費用に対応するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の実現が必要とされる。	平成29年3月に策定した「佐久市公共施設等総合管理計画」に基づき、人口減少や財政状況の変化などを考慮した公共施設等の適正化を推進する。計画の進捗管理を行うとともに、適正化を図るための調整を進め、平成33年度末までには、計画を見直す。	・経費の節減 ・市民サービスの向上 ・公共施設等の適正化 ・公民連携の推進 ・費用負担の適正化	計画	●	○	→	→	◎	佐久市公共施設等総合管理計画を策定した。この計画により見込まれる、将来更新費用に対応するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の実現が必要とされる。	平成32年度までの策定が要請されている個別施設計画について、各課への情報提供を行いながら、より有利な財源の活用につながるよう調整を図る。また、5年後の公共施設等総合管理計画の見直しに向け、固定資産台帳や個別施設計画との連動について、先進事例等を参考に検討を進める。
69	4	2	1	継続	下水道課	生活排水処理施設の統廃合の推進	生活排水処理施設の安定的な下水道経営を図る為、処理区の統合・再編等を行う必要がある。	生活排水処理施設の効率的な再配置や統廃合を進める。	・経費の節減 ・市民のサービス向上	計画	○	→	●	○	→	生活排水処理施設の安定的な下水道経営を図る為、処理区の統合・再編等を行う必要がある。	桜井地区農業集落排水を公共下水道へ統廃合する。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
70	4	2	1	新規	建築住宅課	市営住宅のあり方の見直し	公共施設等の適正化を図ることから、学校に次ぐ面積を保有する市営住宅について、そのあり方を見直し、適正化を図る必要がある。	市営住宅本来の目的(住宅困窮者に低廉な家賃で住宅を供給)を維持することを前提に、老朽化及び小規模な団地等の集約を進めることにより、市営住宅の保有量の適正化を図る。 また、県営住宅との適正な役割分担を目指した協議を行っていく。 民間の賃貸住宅等の活用については、将来的な活用の可否に向けた検討を行う。	・公共施設等の適正化	計画	●	→	→	→	→	平成26年3月策定の「佐久市公営住宅長寿命化計画」では、平成31年度末までに47戸を廃止するとしている。公共施設等総合管理計画の策定に合わせて、計画の更新の際には見直しが必要となることから、そのために情報の収集等に努めた。	・老朽化及び小規模な団地の集約に係る入居者との折衝
71	4	2	1	新規	体育課	駒場公園内の体育施設の見直し	駒場公園については、体育施設等を含む都市公園となっており、現在、公園緑地課を所管課として、指定管理者制度による一定的な管理を行っていますが、他の体育施設と管理方法を統一していくとともに、サービスの向上を図るため、管理方法を見直す必要がある。	公園緑地課と協議し、公園部分と体育施設部分の棲み分けについて明確にするとともに、施設管理方法を見直します。 現在の指定管理者を含め、関係する団体なども協議を行い、スムーズな管理体制の移行が行われるよう取り組んでいく。 平成34年度の体育施設の指定管理者の更新に合わせて、必要な協議を進める。	・行政サービスの向上 ・公共施設等の適正化	計画	●	→	→	→	◎	駒場公園を県から引き取る際の課題となっていた公園内の体育施設等の取り扱いについて、指定管理者の更新等の時期を見計らいつつ、必要な手続きを進めるよう公園緑地課と協議した。	公園緑地課及び関係する団体などと協議を進める。
72	4	2	1	新規	中央図書館	移動図書館車の更新	老朽化の進んでいる移動図書館車の更新を行う必要がある。	老朽化した移動図書館車を更新し、安心して安全な運行の確保と、巡回範囲の拡大等、事業充実を図る。	・住民サービスの向上 (より安心して安全な図書館サービスの提供が可能となる。)	計画	●	◎				実施計画へ更新案を提出し、庁内での検討を進め、予算等の確保に努めた。	移動図書館車の更新に向けた調査、財源確保への取組み等を行う。
73	4	2	1	新規	中央図書館	更新後の移動図書館車の巡回方法見直し	現移動図書館車巡回コースについて、より多くの市民が利用できるよう、ステーションの見直し、増設等を行った。しかし現車は老朽化が進んでいる。そこで更新(計画)後には新移動図書館車にあった巡回コース等の見直しの必要がある。	更新後の車両を用いた運行コース等について、巡回範囲の拡大も視野に見直しを行い、巡回の充実、利用者数の増加を図る。	・住民サービスの向上 (図書館へ足を運びづらい場所に居住している皆さん等の、図書館利用の増進に繋がる。)	計画	●	→	○	◎		移動図書館車の更新にあわせた巡回方法の見直しについて、現行の方式の課題等を検証し、今後の方向について検討を進めた。	巡回コースの検討(巡回範囲の拡大を視野に、ステーション位置見直し等、検討を行う。)
74	4	2	2	継続	企画課	窓口業務の改善と充実	窓口業務について、他市の先進事例等を参考に、より市民満足度を高めるような改善と充実が必要である。	窓口業務の改善と充実を推進するため、庁内における窓口業務の体制を見直すとともに、先進事例を研究調査し、サービスの向上を図る。 また、包括的民間委託などによるアウトソーシングも含め、窓口業務を現場視点から改革できる体制の構築を図ります。	・市民サービスの向上 ・事務事業の効率化	計画	●	→	→	→	→	窓口業務について、他市の先進事例等を参考に、より市民満足度を高めるような改善と充実が必要である。	窓口業務の見直しを行うに当たり、より現場に近い部署を中心とした新たな体制の構築を検討する。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～平成33年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	実施予定(※3)					これまでの実績による成果	平成29年度実施項目 (具体的に実施する事項)
											H29	H30	H31	H32	H33		
75	4	2	3	継続	企画課	佐久地域定住自立圏の推進	連携事業を実施する際に経費が発生する場合の関係市町村との費用負担の調整が必要となる。	佐久市が中心市としての役割を果たし、関係市町村と連携して、さらなる市民サービスの展開、圏域の定住人口の確保、また地域の活性化を図る。	・財源確保 ・広域連携の強化	計画	○	→	→	→	→	連携事業を実施する際に経費が発生する場合の関係市町村との費用負担の調整が必要となる。	既存の取組の検証を行いつつ、新たな連携について、関係市町村と協議を進める。 また、他の広域連携による取組などへの移行も含め、定住自立圏としての連携から、より効果的な取組方法への改善を検討する。
76	4	3	1	継続	広報情報課	情報通信技術の有効活用	事務の効率化、市民の利便性向上のため、情報通信技術の活用を図るとともに、新たな通信手段などの活用を検討し、導入を図る必要がある。	地域情報化の推進、電子自治体の推進を実現するため、システムの共同調達や、自治体クラウド及び公共施設などの予約システムの導入を検討する。 また、新たな情報通信技術を検証しつつ、より有効な行政情報の伝達手段を模索する。	・市民サービスの向上 ・経費の削減 ・市民と行政との意識の共有	計画	○	→	→	→	→	・社会保障・税番号制度の全国連携に向けたシステム改修 ・電子入札システム導入 ・コンビニ証明交付システム導入 等を実施した。 事務の効率化、市民の利便性向上のため、情報通信技術の活用を図るとともに、新たな通信手段などの活用を検討し、導入を図る必要がある。	・公衆無線LAN環境を整備する。 ・マイナンバー個人向けポータルサイトの「子育てワンストップサービス」と連携する。 ・定住自立圏情報分野において、自治体相互が共同利用可能なシステムの導入を検討する。 ・長野県下19市による電算システム共同化実現の可能性を検討する。
77	4	3	2	継続	広報情報課	情報のセキュリティ管理の徹底	マイナンバー制度の導入などにより、情報の管理徹底が必要不可欠であることから、これまで以上に強固な情報セキュリティ対策が求められている。	時代の変化に合わせてセキュリティポリシーの見直しを行うとともに、外部からの不正アクセスに対応可能な情報システムを堅持するよう、定期的な見直しを図る。	・市民の安全確保 ・市民サービスの向上	計画	○	→	→	→	→	マイナンバー制度の導入などにより、情報の管理徹底が必要不可欠であることから、これまで以上に強固な情報セキュリティ対策が求められている。	・長野県自治体情報セキュリティクラウドシステムと連携し、本市における情報セキュリティを維持する。 ・必要に応じ情報セキュリティポリシーを見直す。